

判事の増員と判事補の減員の理由について

1 裁判官の職務に関する客観的状況

(1) 判事及び判事補の職権の差異について

判事と判事補は、次のとおり、法律上職権に違いが設けられている。

判事は、裁判官として完全な職権を有するのに対し、裁判所法上、判事補は、他の法律に特別の定めがある場合を除いて1人で裁判することができず（同法第27条第1項），また、同時に2人以上合議体に加わり、又は裁判長になることができない（同条第2項）。

ただし、判事補の職権の特例等に関する法律（昭和23年法律第146号）第1条は、判事補で裁判所法第42条第1項各号に掲げる職の一又は二以上にあってその年数を通算して5年以上になる者のうち、最高裁判所の指名する者は、判事補としての職権の制限を受けないものと規定しているため、いわゆる特例判事補は、判事と同等の職権を有する。

なお、判事補のうち、特例判事補の割合は約47パーセント、その余の判事補の割合は約53パーセントである。

(2) 事件動向

民事訴訟事件は、近年、過払金返還請求事件の減少に伴い全体として減少傾向にあったが、再び増加に転ずる兆しがある（別紙1・15頁）。そして、社会経済情勢の変化、国民の権利意識の高揚などにより、法的紛争が複雑化・多様化するとともに、当事者の対立が先鋭化して争訟性も高くなっている。また、裁判所に持ち込まれる事件は複雑・困難化しており、医療・建築などの典型的な専門訴訟だけでなく、多様化した金融取引、経済取引に端を発したものや、IT等先端的技術が関わるものなど類型化できないものが増え、また社会や経済活動へ大きな影響を及ぼす判断が求められる事件も少なくない（別紙2・16から17頁）。

また、家事事件も全体として増加傾向が続いている上（別紙3・18頁）, 高齢化社会の進展により、近時、成年後見関係事件の事件数が累積的に増加（成年後見等開始事件の増加に伴い、原則として被後見人等が死亡するまで継続的に後見人等による事務の監督を行っていく必要がある後見等監督処分事件が累積的に増加することになる。）していることに加え（別紙4・19頁）, 後見人による不正行為は、裁判所による監督態勢の強化により減少してきているものの、依然として一定数発生している状況にある（平成28年中の不正行為事例は合計502件、被害総額は約26億円）。

加えて、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）が施行され、平成29年3月には、同法に基づき、成年後見制度利用促進計画が閣議決定されたことにより、成年後見関係事件は今後更なる増加が予想される。

(3) 判事及び判事補の定員のこれまでの充足状況

別紙5・20頁のとおり

(4) 来年度の判事の定員の充足の見込み

平成29年12月1日現在の判事の欠員は89であるが、平成31年1月までの判事の減耗数と同期間の判事補等からの任官者数（同期間に判事任官する判事補は約160人と見込まれる。）を考慮すると、50人の増員分も適切に充員できるものと見込んでいる。

2 判事増員の理由

前記1のとおり、民事訴訟事件は再び増加に転ずる兆しがある上、社会経済情勢の変化等を背景として複雑困難化している。これらの複雑困難化する民事訴訟事件を適正迅速に処理するためには、3人の裁判官によって構成される合議体による審理を更に充実強化していくことが必要である。

また、高齢化社会の進展等により、成年後見関係事件が今後更に増加すること

が予想される中で、成年後見制度に対する国民の信頼を維持するためには、後見人の事務に対する裁判所の監督態勢を充実させつつ、事件の増加にも適切に対応していくことが必要であり、そのためには、成年後見関係事件を担当する裁判官の増員が不可欠である（成年後見制度の利用の促進に関する法律第4条においても、家庭裁判所の人的体制を整備することが国の責務として定められている。）。

さらに、平成25年1月に家事事件に係る手続保障を充実させるとともに利便性の向上を図るべく施行された家事事件手続法の下で、調停事件や審判事件について同法の趣旨に沿った適正な手続を実現していくとともに、児童福祉法の改正により、新たに創設された家事審判事件類型についても適正迅速に処理していくためには事件処理に長けた判事の増員が不可欠である。

このような観点から、判事50人の増員を要求することとしたものである。

3 判事補減員の理由

判事補は、ここ数年、およそ20人前後欠員が増加する状況が続いており、その充員のためには採用を増加させが必要になるが、渉外弁護士事務所等との採用の競合等により裁判官にふさわしい資質・能力を備えた優秀な人材を確保することが困難となっていることや、裁判官のなり手である司法修習生の数が減少（平成19年：2380人 平成28年：1530人 平成29年：1516人）していること、弁護士からの判事補への採用も年間数名程度にとどまっていることから、判事補定員977人全てを充員することは困難な状況が続いている。

このことに加え、事件動向や事務処理状況、平成29年3月31日衆議院法務委員会附帯決議の趣旨等を踏まえて総合的に検討した結果、平成30年度は、判事補の定員のうち25人を事件処理に長けた判事に振り替えることにより、全体としての執務態勢の強化を図ることにしたものである（判事補の採用数について

は、平成28年度までの10年間は概ね100人程度で推移している一方、行政官庁等での勤務をしている判事補の数は近年100人程度で安定しており、判事補全体では少なくとも100人程度の欠員が生じているため、判事補25人の減員を行ったとしても、判事補の採用数を今後恒常的に減少させなければならない状況は生じないものと考えられる。）。

なお、裁判官の年齢構成は別紙6・21頁のとおりであり、平成30年度に判事の増員及び判事補の減員を行ったとしても、裁判官全体の年齢構成に直ちに問題が生ずるとか、全人口との対比において特にその構成が高齢者に偏っているといった状況にはないと考えられる。

また、判事補については、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成16年法律第121号）が平成17年4月に施行されるなど、判事補の外部経験の範囲が拡大しているところである（平成14年度：約52人、平成19年度：約92人、平成29年度：約98人）。判事補の外部経験により、判事補の身分を一時的に失う者も一定数存在するところ、これも、判事補の欠員増加の一要因になっていると考えられる。しかし、これらの者は当該外部経験終了後には判事補の身分に復帰し、判事に任官することが想定されているから、今回、判事補の定員を減少させることによって、将来の判事の定員の充足が困難になる等の状況に陥るとは考えられない。

【参照条文】

○ 裁判所法（昭和22年法律第59号）

（一人制・合議制）

第26条 地方裁判所は、第二項に規定する場合を除いて、一人の裁判官でその事件を取り扱う。

2 左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。但し、法廷すべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき他の法律に特別の定があるときは、その定に従う。

一 合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件

二 (略)

三 簡易裁判所の判決に対する控訴事件並びに簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告事件

四 その他他の法律において合議体で審理及び裁判をすべきものと定められた事件

3 前項の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

（判事補の職権の制限）

第27条 判事補は、他の法律に特別の定のある場合を除いて、一人で裁判をすることができない。

2 判事補は、同時に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

（地方裁判所の規定の準用）

第31条の5 第二十七条乃至第三十一条の規定は、家庭裁判所にこれを準用する。

（判事補の任命資格）

第42条 高等裁判所長官及び判事は、次の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 簡易裁判所判事

三 檢察官

四 弁護士

五 裁判所調査官、司法研修所教官又は裁判所職員総合研修所教官

六 前条第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授

2～4 (略)

（判事補の任命資格）

第43条 判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

○ 判事補の職権の特例等に関する法律（昭和23年法律第146号）

（判事補の職権の特例）

第1条 判事補で裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第四十二条第一項各号に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数を通算して五年以上になる者うち、最高裁判所の指名する者は、当分の間、判事補としての職権の制限を受

けないものとし、同法第二十九条第三項（同法第三十一条の五で準用する場合を含む。）及び第三十六条の規定の適用については、その属する地方裁判所又は家庭裁判所の判事の権限を有するものとする。

2 (略)

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

(基本理念)

第3条 (略)

2 (略)

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

(要保護児童の保護措置等)

第28条 (略)

2～6 (略)

7 家庭裁判所は、第4項の規定による勧告を行つた場合において、措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであつて、家庭その他の環境の調整を行うため当該勧告に係る当該保護者に対する指導措置を探ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を探るよう勧告することができる。

8 (略)

(要保護児童の保護措置等)

第33条 (略)

2～4 (略)

5 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。（以下略）

6～12 (略)

○ 家事事件手続法（平成23年法律第52号）

(審判以外の裁判)

第81条 (略)

2 (略)

3 審判以外の裁判は、判事補が単独ですることができます。

【参考】

○ 平成29年3月31日衆議院法務委員会附帯決議（抜粋）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一、二 (略)

三 平成二十五年三月二十六日の当委員会の附帯決議を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の充足に努めるとともに、判事補の定員の在り方について、その削減等も含め検討していくこと。

四～六 (略)